

(5) 廃棄物等の発生・処理リサイクル・処分にに関する情報

概況

廃棄物等の発生・処理リサイクル・処分にに関する1次情報の発信者は、排出者自身、中間処理業者、最終処分業者であり、排出者は、産業廃棄物であれば、各事業者、一般廃棄物であれば、事業所及び消費者といえる。

産業廃棄物の実態に関する1次情報は、廃掃法上、発生の段階からマニフェスト伝票で管理される。したがって、発生した廃棄物の種類及び量と、その中間処理、最終処分の実態が順にマニフェストに記載され、最終的には排出事業者に戻ってくるため、廃棄物の発生から処理・リサイクル、処分までのデータを排出事業者が把握していると考えられており、排出者は、その結果を都道府県に報告しなくてはならない。一方で、廃掃法上、産業廃棄物の処理計画を策定しなくてはならない都道府県及び保健所設置市は、別途排出事業者を対象としたサンプル調査を行い、推計を行っている。さらに、同じ産業廃棄物であっても、(財)クリーン・ジャパン・センターが製造業等(事例8)を、国土交通省が建設業を対象とした調査を別途行っている。他にも業界独自の調査を行っている業界もあるが、それぞれの調査間で、廃棄物だけなのか、副産物を含めるのかなど違いがあり、その整合性は確認されていない。

一方、一般廃棄物については、その収集運搬、処理を市町村が実施しており、その実数が集計されている。

我が国がこのような状況であるのに対して、「住民の知る権利法」で廃棄物の排出情報の住民への開示が義務づけられているアメリカでは、開示されたサイト毎の廃棄物データをNPOなどが集計・加工して、情報発信している事例もある(事例10)。また、米環境保護庁(EPA)では、同庁に送られてくるすべての環境関連データ(廃棄物データも含む)に対応する単独のポータル、中央データ交換(CDX: Central Data Exchange)を設置し、これによって、EPAにデータを配信する企業、州その他の組織に対してより迅速かつ早期に安全性の高い報告オプションを提供することが可能となった(事例11)。現在CDXでは、一定の空気、水、廃棄物、有害化学薬品関係のプログラムに関するデータのみを受け付けているが、2004年までに同省の環境関連報告全体のサポートへと段階的に拡大していく予定である。

課題

産業廃棄物については、排出者である企業は何度も様々なところに報告を行う仕組みになっている。すなわち、様々な団体からの統計データ作成のためのアンケート調査、マニフェスト伝票の提出、環境報告書での情報開示、さらに多量排出事業者については廃棄物減量化計画の提出等、何度もその目的に応じて、廃棄物データを提出・開示している。マイクロデータから、マクロデータまでの一貫した情報収集、提供体制が確立されれば、事業者の業務は大幅に削減されるはずである。

一方で、マニフェストで管理されていると考えられているが、産業廃棄物処理業者に融資を行っている金融機関へのヒアリングで指摘された、排出断面、中間処理断面、採取処分断面での各量の整合性がとれていない可能性があること、また、マクロなデータは通常2年度遅れで公表されていることなどが課題として挙げられる。

一般廃棄物については、市町村の処理施設に搬入されたもの以外の流れ、例えば、有価で引き取られた場合の各量の実態が全く把握できていない点が、課題としてあげられる。

事例7 廃棄物の発生・処理リサイクル・処分に関する情報

事例 / 主体 / 頻度	「(都道府県政令市)産業廃棄物実態調査」都道府県政令市(通常)5年毎 「産業廃棄物の排出及び処理の状況等について」環境省、毎年(2年遅れ)
情報	報
廃掃法上で産業廃棄物と規定される廃棄物の排出から再資源化・減量化、処分量	
情報収集・加工方法	<p>「(都道府県保健所設置市)産業廃棄物実態調査」</p> <p>廃掃法上、産業廃棄物を管轄する都道府県保健所設置市は5年度毎に「産業廃棄物処理計画」を策定しなければならないため、少なくとも5年に一度は「産業廃棄物実態調査(自治体によって調査名に若干の違いあり)」を実施している。各都道府県保健所設置市間で、調査方法、調査項目等に若干の違いはあるが、概ね以下のような方法で調査が実施される。</p> <p>管轄する地区に立地する排出事業所を対象としたサンプル調査を行い、得られた結果を拡大推計して、地区内の産業廃棄物の実態を把握している。排出事業者は、自らが排出した産業廃棄物の減量化、再資源化、処分量を、収集運搬、処理・処分業者から戻ってくる「マニフェスト伝票」で把握している。</p> <p>「産業廃棄物の排出及び処理の状況等について」</p> <p>各都道府県保健所設置市が調査した結果を基に、産業業種別の経済活動指標を基に、年次補正を行い推計を行っている。</p>
情報開示	<p>「(都道府県保健所設置市)産業廃棄物実態調査」</p> <p>同調査の集計結果は、「産業廃棄物処理計画」に反映される。また、都道府県が発行している環境白書等でも掲載される。</p> <p>「産業廃棄物の排出及び処理の状況等について」</p> <p>インターネット、環境白書等で掲載される。</p>
開示情報の項目	<p>「(都道府県保健所設置市)産業廃棄物実態調査」</p> <p>都道府県政令市によって若干の違いはあるが、概ね「産業廃棄物の排出及び処理の状況等について」に準じている。</p> <p>「産業廃棄物の排出及び処理の状況等について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物種類別業種別産業廃棄物の排出量 ・廃棄物種類別産業廃棄物の減量化、再資源化、処分量 ・業種別産業廃棄物の減量化、再資源化、処分量
特記	<p>集計した結果の情報しか開示されていない。</p> <p>情報が開示されるまで2年かかる。</p> <p>全数調査ではない。</p> <p>再資源化量、減量化量、処分量については、排出事業者よりも中間処理、最終処分事業者からの情報を基に集計した方が正確な数値になると思われる。</p> <p>では、所謂、「副産物」を対象としておらず、「循環資源」のフローを把握するには十分ではない。但し、都道府県保健所設置市では、「副産物」も含めた量について調査を行っているところもある。</p> <p>排出事業者に対しては、同調査以外にも同様の調査が行われている。</p>

事例8 廃棄物の発生・処理リサイクル・処分にに関する情報

事例 / 主体 / 頻度	「データベースシステム構築調査」CJC、毎年（2年遅れ）
情報	
製造業、電気・ガス業、鉱業の事業所から発生する廃棄物・有価発生物の発生量、処理・リサイクル、処分量	
情報収集・加工方法	<p>廃掃法上の「産業廃棄物」に加え、有価で引き取られた「有価発生物」を含めた発生量、処理量・リサイクル量、処分量を製造業、電気・ガス業、鉱業の事業所に対するアンケート調査で把握し、それを同時に調査している「製造品等出荷額」等の経済活動指標を基に拡大推計している。</p> <p>平成10年度調査の回収事業所数は、製造5030、電気・ガス業168、鉱業は団体への調査である。製造業、電気業・ガス業への関係団体を經由して調査票を回収しているため、該当する業種の大手は概ね押さえているといわれている。</p>
情報開示	クリーンジャパンセンターHPでの掲載
開示情報の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別、種類別の「産業廃棄物・有価発生物」 ・業種別、種類別の「中間処理減量化量」「再資源化量」「最終処分量」
特記	<p>集計した結果の情報しか開示されておらず、事業所毎のデータ等は開示されていない。情報が開示されるまで2年かかる。</p> <p>全数調査ではない。但し、大手企業は把握されているといわれている。</p> <p>通常の事業活動に伴って発生した「産業廃棄物・有価発生物」を対象としているため、解体機械などは発生量に含まれない。</p> <p>排出事業者に対しては、同調査以外にも同様の調査が行われている。</p>

事例9 廃棄物の発生・処理リサイクル・処分に関する情報

事例 / 主体 / 頻度	「一般廃棄物の排出及び処理の状況等について」環境省、毎年(2年遅れ)
情報	一般廃棄物の排出から再資源化・減量化、処分量
情報収集・加工方法	産業廃棄物を除く廃棄物は一般廃棄物と区分されており、通常、市町村が収集・処理を行っている。各市町村は、容器包装等の資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の収集形態毎の収集量と、市町村の処理施設に搬入されたごみの施設の種類の搬入量、減量化量、再生利用量、残渣(処分量)を、集計し、毎年環境省に報告することとなっている。したがって、同調査は全数調査と言える。
情報開示	インターネット、環境白書等で掲載されるのに加え、市町村別のデータがCD-ROMで配布されている(日本環境衛生センター)。
開示情報の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・収集形態別ごみの排出量(混合ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他、粗大ごみ、直接搬入ごみ、自家処理量、集団回収) ・処理施設別搬入量、減量化量、残渣量(焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、高速堆肥化、その他施設) ・最終処分量 ・素材別再生利用量(紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、その他)
特記	<p>情報が開示されるまで2年かかる。</p> <p>市町村によって、「事業系廃棄物」の扱いが違う。</p> <p>「集団回収量」は、市町村が補助金を出しているなど何らかの形で係わっている団体が実施している回収量しか把握されていない。また、事業系の紙類、飲食店から排出されるガラスびんなど有価で引き取られるものは含まれていない。</p>

事例 10 廃棄物の発生・処理リサイクル・処分に関する情報

事 例	フォー・マイ・ワールド/アメリカ
発 信 主 体	複数の環境 NPO (エンヴァイロメンタル・ディフェンス (Environmental Defense) と全国野生動物連盟 (National Wildlife Federation) 等)
概 要	<ul style="list-style-type: none"> 米国の郵便番号を記入して検索すると、その地域の詳細な環境情報を入手することができる。
情 報 関 連 項 目	<p>(1) 以下の分野に関する地元情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染：大気・水・土壌の汚染水準、有害製造廃棄物 自然：地元に生息する野生動物、自然レクリエーション区域 リサイクル：リサイクルしている材料、収集場所、リサイクルに関するプログラム ガーデニング：土地独特の植物 <p>(2) ボランティアのマッチング (地元の NPO 紹介)</p>
特 記	<ul style="list-style-type: none"> フォー・マイ・ワールドの資金源は主にパッカード財団とサードゥナ財団の助成金。
出 典	フォー・マイ・ワールドの HP (http://www.formyworld.com/)

具体例：リサイクル 「郵便番号：75039 (テキサス州 Irving)」で検索
 (以下の 11 項目に関するリサイクル先の情報が入手できる。)

・ 自動車

- ガソリンまたは不要燃料

リサイクルサービスを行っているところ：

- ・ Dallas Country Household Hazardous Waste Collection
- ・ Environmental HHW Collection Center
- ・ Agricultural Waste Pesticide Collection, Household Hazardous Waste Collection, & Texas Country Cleanup- Stephenville
- ・ Agricultural Waste Pesticide Collection, Household Hazardous Waste Collection, & Texas Country Cleanup- Marlin
- ・ Agricultural Waste Pesticide Collection, Household Hazardous Waste Collection, & Texas Country Cleanup- Burkburnett

それぞ
れの HP とリ
ンク

- 古タイヤ

リサイクルサービスを行っているところ：

- ・ Environmental HHW Collection Center
- ・ Pep Boys
- ・ etc.

- 使用済みモーターオイル

リサイクルサービスを行っているところ：

- ・ Dial Lubricants, Inc.
- ・ Westway Imports
- ・ etc.

- etc.

事例 11 廃棄物の発生・処理リサイクル・処分に関する情報

事 例	中央データ交換 (Central Data Exchange) / アメリカ
発 信 主 体	米国環境保護庁 (EPA)
概 要	<p>EPA に送られてくる全ての環境関連データに対応するシステムを構築。CDX は、EPA にデータを配信する企業、州、その他の関連機関に対して、より迅速で簡単に、安全性の高い報告のオプションを提供できる。また、多種多様な環境関連プログラムに関するデータ品質の自動チェック、ウェブ形式、標準ファイルフォーマット、報告データの共通アプローチ等も提供する。EPA は、CDX 導入により同庁のシステム全般の近代化と、過剰インフラの削減によるコスト節約が促進されるとしている。</p> <p>CDX の機能：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブ・フォームの提出 ・ XML またはカード型データベーフォーマットの提出 <pre> graph TD A[ウェブ・フォームの提出 XML またはカード型データベーフォーマットの提出] --> B[受け取り] B <--> C[確認 (提出もとの確認)] C <--> D[データの変換又は編集] D --> E[データの記録保管] D --> F[対象のシステムへデータを配布] E <--> G[EPA と他のシステム] F <--> G </pre> </div> <p>CDX の関係プログラム：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メディア間電子報告及び記録規則 (CROMERRR) ・ 国家環境情報交換ネットワーク助成プログラム ・ 施設登録システム (FRS) ・ 環境データの統合されたエラー修正プロセス (IECP)
開 示 情 報 の 項 目	<p>主要プログラム：(2002 年において)</p> <p>* 製作中プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設登録システム (FRS)：環境規制を扱っている施設、または特別な環境業界の施設の情報 ・ 国家排出目録 (NEI)：大気汚染防止法に関連するデータ <p>* 開発中プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源保全再生法の情報 (RCRAinfo)：有害廃棄物のデータ ・ 情報の蓄積と検索システム (STORET)：水質、生物学データ、物理学データ ・ 許可承諾システム (PCS) / 暫定データ交換フォーマット (IDEF)：IDEF は XML に対応したデータ交換フォーマットである。IDEF XML フォーマットを採用した州は CDX から PCS へ変換できる。

<p>* 計画中プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気質のサブ・システム (AQS): 大気汚染の全体における凝縮度の測定と気象学データ ・ 放出モニタリングレポート (DMRs): 国家汚染物質排出防止システム (National Pollution Discharge Elimination System) の基に実施されている <p>* 未計画プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気施設サブ・システム (AFS): 情報州と地方自治体により提供される大気測定とその他大気に関する情報 <p>* ネットワークの無い製作中プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害化学物質排出目録 (TRI): 600以上の有害化学物質に関するデータベース ・ 有害物質規制法 (TSCA): TSCAの報告は、規制された工場による調査研究、届け出、その他の情報を含む。 ・ 未規制汚染監視規則 (UCMR): 公的給水設備が汚染物質の発生に関して毎月電子報告書を提出させることを求めている。 	
特	記
<p>現在 CDX は、空気、水、廃棄物、有害化学物質関係のプログラムに関するデータを受け付けており、2004年までに EPA の環境関連の報告を全てサポートできるようにする予定である。現在は電子情報が中心だが、今後は紙情報の収集も可能にする。情報は EPA、国、州、地方自治体、関係機関等から収集している。</p>	
出	典
<p>米国環境保護庁 (EPA) の HP (http://www.epa.gov/cdx)</p>	

(6) ニーズに関する情報

概況

「廃棄物交換制度」とは、事業者から定期・定量的に排出される不要物を他の事業者が再利用や燃料等に使用することにより、資源として再利用させることを目的としている。昭和50年代より同様の目的で都道府県を中心に実施されてきたが、実際の交換実績はあまり多いとは言えない。しかしながら、最近になって、アマタなど、ビジネスとして「廃棄物交換」を展開しはじめた企業も出現してきている。

(a) リサイクル需給情報交流促進事業「リサイクルネット」(環境事業団、北海道、群馬県) (事例12)

リサイクルネットは、環境事業団が「リサイクル需給情報交流促進事業」において開発したインターネットを活用し、排出品の再利用等再資源化の活動に有効な情報を集めて、広く企業や事業者を提供することで、事業者間における排出品の流通を促すことを目的としたツールである。従来の都道府県における廃棄物交換制度との違いは、(1)各都道府県の廃棄物交換制度の収集情報との連携を試み、全国的な機関を目指している、(2)取り扱う排出物を廃棄物に限定していない、(3)インターネットを介した利用者のダイレクトな登録・閲覧、などが挙げられる。

(b) 産業廃棄物有効利用情報制度(石川県)

平成12年8月から開始した石川県の産業廃棄物有効利用情報制度では、県内の事業者に限定されるが、産業廃棄物を直接排出する者(排出者)が登録する「提供情報」、及び利用する者(利用者)が登録する「利用情報」が閲覧できる。それを見た取引希望者は、県に申し出をすることで、相手先の事業者名・連絡先等の詳細情報を紹介してもらい、その後は当事者間で取引条件等の協議を行う仕組みになっている。

他の制度同様に、「提供情報」が110件に対して「利用情報」が12件と、「提供情報」が多く登録されている。また、2000年末時点では、取引成立件数はゼロであった。

また、問題点、課題点としては、(1)制度自体の周知、(2)取引希望者の相手側の意向を確認せず、詳細情報を紹介していることが原因で取引がスムーズに行かなかったケースもあり、紹介行為までを含めた仲介の実施が必要、(3)業許可の必要性が認識されていない場合もあり、その周知が必要 などが挙げられてる。

(c) 産業廃棄物交換システム(静岡県)(事例13)

静岡県が開発した産業廃棄物交換システムでは、まず、廃棄物の登録又は斡旋を希望する事業者は会員登録の申請を同事業の運営を委託されている(社)静岡県産業廃棄物協会にしなければならぬ。協会で内容が確認された後、事業者にはユーザーID及びパスワードが発行される。なお、会員登録の条件として、県内事業所であり、かつ産廃協会会員、静岡県環境ビジネス協議会会員あるいはISO14001認証取得事業者のいずれかである必要がある。

廃棄物の提供又は引受の情報は、会員が提出する登録申請が調整委員会の審査で認められて始めてホームページ上で公開される。次に、登録されている提供廃棄物、引受廃棄物の斡旋を希望する場合は、協会にその申込みを行い、そこで斡旋することが適当と判断された場合に、相手方に申込内容を連絡することになっている。その後の交渉は、当事者間で行われる。そして、斡旋を申し込んだ会員は、その斡旋の結果を報告しなければならない。

(d) 建設副産物情報交換システム（(財)日本建設情報総合センター）

建設廃棄物のリサイクルについては、再資源化施設が廃棄物を受け入れることが可能かどうかといった再資源化施設の稼働状況や、再生資源の供給場所、量等に関するリアルタイムな情報を得る手段がないため、円滑に推進されていないという課題に対応するために、再資源化施設の稼働状況等に関するリアルタイムな情報を提供すべく、建設副産物に関する需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの向上を図ることを目的として、インターネットを利用した情報交換システムが開発された。

同システムの基本的考え方は、(1)全国共通の標準化仕様、(2)インターネットを利用したWEB オンラインシステム、(3)全国データを一元的に管理運営、(4)全国どこからでもアクセス可能、(5)リアルタイムな情報交換を実現、(6)視認性の高いデジタル地図の利用 を挙げている。

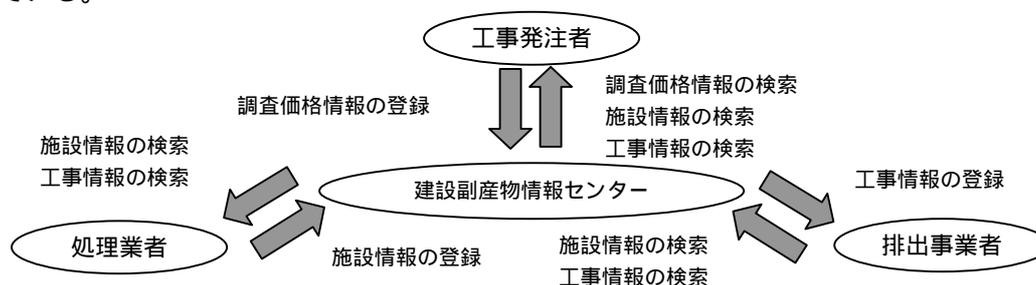


図.1-8 システムイメージ

出所：(財)日本建設情報総合センター小林靖宏「建設副産物情報交換システムの構築について」/いんだすと Vol.16 No.10(2001)

(e) アミタ・リサイクルマーケット（計画中）

AMITA-net には、廃棄物交換システムとしての「アミタ・リサイクルマーケット」と、リサイクル運用サービスである「リサイクルオペレーション」が提供される計画である。「アミタ・リサイクルマーケット」では、最新の「品質規格」「標準価格」が提示され、それに準じて提供された廃棄物等発生の情報に基づき、最適なりサイクル先を検索する仕組みを計画中である。

課題

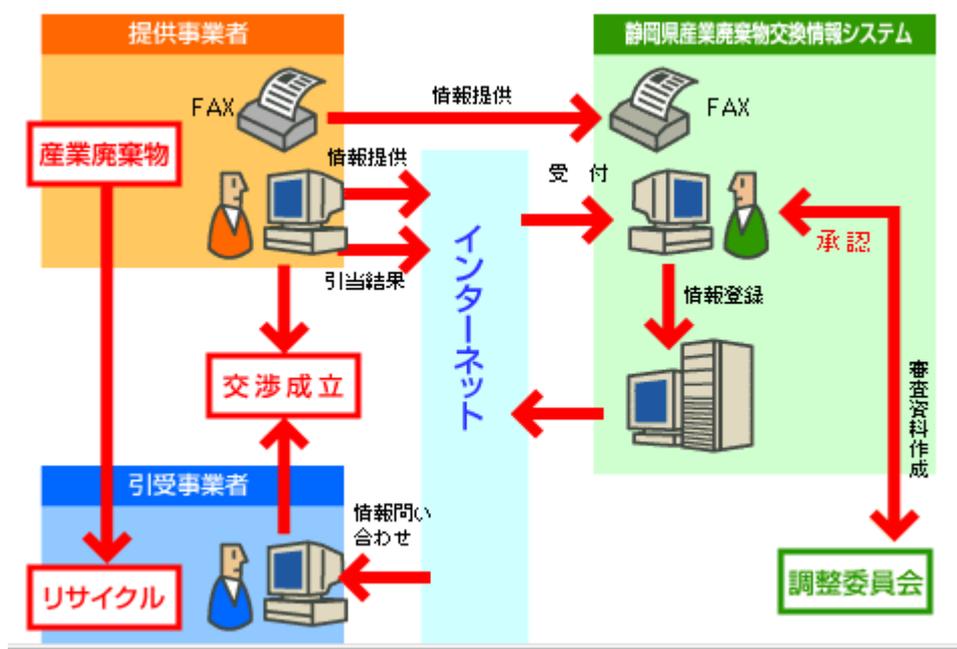
廃棄物処理・リサイクル市場では、その取引に関する情報が流通していないため、標準価格や、品質規格という考え方自体が存在していなかった。したがって、誰がどの処分業者に、どのような廃棄物のどのような処理・リサイクルを、いくらで委託したかという様な情報が流通する情報交換の場を提供するとともに、その情報を収集し、提供する上でのルールを作ることが重要である。例えば、廃棄物の種類区分については、リサイクルを想定した区分での把握が行われる必要がある 等が挙げられる。

事例 12 ニーズ情報

事例	リサイクル情報交換流通促進事業「リサイクルネット」
主体	環境事業団、北海道、群馬県
情報	廃棄物の排出とニーズのマッチング情報
概要	廃棄物交換制度をインターネット情報を基にして行う方式である。
開示情報の項目	<p>利用者登録</p> <p>(1) 排出品を提供する、(2)排出品を受け入れる、(3)排出品の提供及び受入</p> <p>必須項目 業種、会社名、事業所名、責任者名、担当部課名、担当者名、事業所の所在地、電話番号、電子メールアドレス、ログイン名、パスワード</p> <p>任意項目 ファックス番号、加入団体・取得資格・事業者登録等</p> <p>選択項目 事業者名称・電子メールアドレス・その他の連絡先の公開・非公開</p> <p>検索一覧項目 廃棄物分類、具体的名称、形状、荷姿、発生場所、提供費、輸送方法</p> <p>詳細情報項目 発生場所(市町村)、性状・成分、排出源(製品名)、リサイクル用途、排出量及びその安定性・時期、現在の処理状況及び経費、サンプルの提供、性状分析表・工程表、排出品の写真、登録日</p> <p>リサイクル・ネット・システムのイメージ図</p>
特記	<p>提供情報が受入情報を大きく上回っている。</p> <p>排出する廃棄物、利用した廃棄物は、それほど変化しないため、排出側も利用側も、同制度を利用する機会自体がそれほど多くはないのではないか。</p>
出典	環境事業団 http://www.recycle.jec.go.jp/

事例 13 ニーズ情報

事例	産業廃棄物交換システム
発信主体	静岡県（(社)静岡県産業廃棄物協会）
概要	<p>会員登録：上記システムに参加するためには(社)静岡県産業廃棄物協会に申請書等を提出する。会員登録の条件は、静岡県内の事業所であり、上記協会の会員、静岡県環境ビジネス協議会の会員、ISO14001 取得事業所のいずれかに該当していなければならない。</p> <p>廃棄物の登録：廃棄物の登録申請を協会に提出し、協会内の調整委員会で審査され、登録が認められればHP上に公開される。</p> <p>廃棄物の斡旋：登録されている提供・引受廃棄物の斡旋を受けるには、斡旋申込を協会に提出し、協会内で確認されなくてはならない。確認後、申込者、相手先に連絡が入る。</p> <p>斡旋結果の報告：斡旋結果の報告が義務づけられている。</p>
特記	<p>現状では、問い合わせも少なく、取引も成立しづらい(成立件数1件) 排出する廃棄物、利用した廃棄物は、それほど変化しないため、排出側も利用側も、同制度を利用する機会自体がそれほど多くはないのではないか。</p>
出典	静岡県 http://wenet.pref.shizuoka.jp/



産業廃棄物交換システム（静岡県）

提供廃棄物一覧

廃棄物	提供履歴			性状				提供可能量	提供事業所所在地	提供期間	提供経路	取引条件				
				形状	大きさ	主成分	主成分以外					料金	運搬	運搬方法	希望地域	備注
コード	種類	名称	提供履歴	形状	大きさ	主成分	主成分以外	提供可能量	提供事業所所在地	提供期間	提供経路	料金	運搬	運搬方法	希望地域	備注
1901b	廃アクリル樹脂	PPFフレーク	再製品化工程	固形	Fineアングラー	PFT 99.9%	%	廃棄期間	長泉町	即時	廃部内専用100円/キログラム円/キ	別途送料	指定なし	あり 静岡県内又は近隣県内	研究の	
1901c	ホク子	樹脂屑チップ	再製品化工程(ホ)	その他 パウ	その他アングラー	ホク 99.9%	%	廃棄期間	長泉町	即時	廃部内専用100円/キログラム円/キ	別途送料	指定なし	あり 静岡県内又は近隣県内	パウ	
1901d	ホク子	アクリル	樹脂・ホク子屑及び粉	粉末		ホク 99.9%	%	廃棄期間	長泉町	即時	廃部内専用100円/キログラム円/キ	別途送料	指定なし	あり 静岡県内又は近隣県内	パウ	
1901e	廃プラスチック類	異種プラスチック	再製品化工程	固形		スチロール 99%	%	廃棄期間	長泉町	即時	廃部内専用100円/キログラム円/キ	別途送料			その他 県外へ	
1902a	ホク子	大型バレット	受け入れ後	固形	1240× 1140× 120重	ホ 99%	%	廃棄10トン 期間1年間	大仁町		無料で提供	敷りに来て頂く	指定なし	なし	パウ	
1902b	廃アクリル樹脂	廃アクリル樹脂	ポリイソブレンを抽出したもの	固形		%	%	廃棄10トン 期間1年間	清水市	即時	廃部内専用100円/キログラム円/キ	別途送料	指定あり 運搬費別途	なし	パウ	
1903a	緑色ガラス	汚泥処理灰	雨水処理施設建設用	粉末		シリカ 90% アルミナ 10%	アルミナ 10%	廃棄10トン 期間1年間	富士市	即時	無料で提供	別途送料		なし		
1903b	緑色ガラス	汚泥処理灰	雨水処理施設建設用	固形		%	%	廃棄期間			別途送料	別途送料	指定なし	なし		
1903c	緑色ガラス	汚泥処理灰	雨水処理施設建設用	固形	紙詰	緑色 %	%	廃棄1000キログラム 期間		即時	別途送料	別途送料	指定なし	なし	パウ	
1903d	緑色ガラス	汚泥処理灰	雨水処理施設建設用	粉末		%	%	廃棄100キログラム 期間1ヶ月	富士市	即時	無料で提供	積んで頂く	指定あり トラック指定	あり 県内全編	パウ	

参考：都道府県における産業廃棄物交換制度の取組状況

平成11年12月～12年2月 環境事業団 調査

都道府県	制度実施状況	情報提供方法		交換実績		交換実績の多い廃棄物	交換実績の多い企業業種
		情報誌等	インターネット等	交換実績件数 (至近5年間平均)	交換実績量 (至近5年間平均)		
北海道	有	情報誌年1回 800-900部	インターネット提供 (財団に委託して、実施)	不明(交換実績の 報告義務なし)	不明(交換実績の 報告義務なし)	【供給側】廃プラスチック、廃油、がれき 類、金属屑、木くず 【需要側】がれき類、金属屑、廃プラ スチック類、木くず、廃油	【供給側】自動車整備、運送、建設 【需要側】建設、資源回収(古紙、 鉄くず)、製造
青森県	有	情報誌年1回	H12年度開始 予定	不明(交換実績の 報告義務なし)	不明(交換実績の 報告義務なし)		
宮城県	宮城県環境事 業公社独自の 事業	情報誌(3年更 新)2000部		約5件	約10000t	汚泥、燃え殻	【供給側】パルプ・製紙業、下水道業 (県)
福島県	(財)福島県環 境保全公社に 委託	情報誌年1回		2~3件	約420t	木製パレット、廃油、汚泥	【供給側】電気機械器具製造業、窯 業、土石製品製造業 【重要側】化学工業、産廃処理業
茨城県	(社)茨城県産 業廃棄物協会 に委託	情報誌等		約15件	不明	汚泥、動植物性残渣、廃油、廃酸、木 くず	【供給側】水道業(汚泥)、食品製造 業、化学工業 【重要側】鉄鋼業、飼料肥料製造 業、金属製造業
栃木県	(財)栃木県環 境保全公社の 独自事業(県が 支援)	情報誌 1500-1600部		約11件	不明	有機性汚泥、動植物性残渣、廃プラ スチック	【供給側】食品製造業、精密機器製 造業、建材製造業 【重要側】有機性肥料製造業、プラ スチック加工業(再生)
群馬県	有	情報誌 (~H9年度ま で)	H11年3月~	不明(交換実績の 報告義務なし)	不明(交換実績の 報告義務なし)		
埼玉県	有	情報誌 (~H8年度ま で)		約5件	"約1,000t"	鋳さい、廃プラスチック類、燃え殻、金属 屑、木くず	【供給側】不明 【重要側】セメント工場(鋳さい、燃 え殻等をセメント原料として利用)
神奈川県	有	情報誌年2回		40~60件	約9000t	汚泥、廃プラスチック、動植物性残渣	
長野県	制度としては 有るが運用は 進んでいない	情報誌(~H8 年度まで)		0	0	木くず、汚泥、植物性残渣、金属屑、 廃油	【供給側】製紙業、製材業、飲料製 造業 【重要側】不明
岐阜県	有		インターネット利用	1件	約20t/月	木くずのみ	
愛知県	有	情報誌年1回	H10年~	約10件	右記	有機汚泥(約1850t)、廃油(約 10k)、プラスチック(約120枚)、廃酸 (約50t)、濾過砂(約350立方m)、 木くず(約30立方m)	【供給側】上水道業、食品製造業、 金属表面処理業 【重要側】肥料製造業、紙製造業、 産廃処理業
滋賀県	(財)滋賀県環 境事業公社	情報誌		報告なし	報告なし	木くず、廃油、繊維くず	【供給側】電気、一般機械器具製 造、化学工業、繊維工業、食品製 造 【重要側】木材・木製品製造業、公 衆浴場、産廃処理業
岡山県	有	情報誌	H11年度に 開始予定	0~5件	不明	繊維くず、廃油、廃プラスチック	【供給側】金属製品製造業、繊維製 品製造、精密機械製造 【重要側】産廃処理業者、再生利用 業者、化学工業
山口県	有	情報誌年1回		43件(H10)	138,984t (H10)	鋳さい、燃え殻、がれき、ばいじん、 汚泥	
香川県	有 H5~9年度は調 査未実施	情報誌(~H4 年度まで)	検討中	0	不明	(過去の実績)汚泥2件、廃プラスチック2件、 鋳さい11件、木くず1件)	【重要側】がれき
愛媛県	有	情報誌		1件	不明	廃油、木くず、汚泥、動植物残渣、廃 プラスチック類	
大分県	有	情報誌	検討中	68件(H10)	161,289t(H10)	廃プラスチック類、燃え殻、汚泥、廃酸	【供給側】パルプ紙加工品製造業、 食料品製造業 【重要側】セメント製造業

本調査時点で、全国都道府県のうち17件が産業廃棄物交換制度を運用中、15件がなし、10件が休止、5件が準備検討中であった。
 制度実施なし(15)：岩手県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、京都府、大阪府、和歌山県、広島県、徳島県、高知県、長
 崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県
 休止中(10)：新潟県、富山県、山梨県、長野県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、福岡県、佐賀県
 開始・検討予定(5)：石川県、福井県、静岡県、奈良県、鹿児島県
 (出典：片桐有美(環境事業団)「リサイクル需給情報交流促進事業『リサイクルネット』の取組」/いんだすと Vol.16, No.10 2001)

事例 14 ニーズ情報

ビジネス名	e-ガラパゴスドットコム
企業名	コマツ
技術概要	<p>コマツは、再生砕石、木材チップ、改良土等の再生資材の地理引き情報をインターネットでリアルタイムに地図上に表示・提供するサービスを行う会員制の再生資材リサイクルサイト「e-ガラパゴスドットコム」を開設した。</p> <p>このサービスの特長は、売り手と買い手が Web 上で取引情報の提供が可能、発生場所および利用場所を地図上に一覧表示し、位置情報の把握が可能、売買は売り手と買い手の最適条件で成立 - というものであり、売り手が位置情報を任意に設定できることにより、現場を移動して作業する自走式破砕機を保有する会員にも使いやすい環境となっている。</p> <p>また、買い手となる会員にとっては、地図上にプロットされた位置情報により、利用場所から一番近い場所で発生する再生資材の検索が可能で様々な建設工事現場において、価格だけでなく輸送コストを勘案した選択ができる。</p> <p>さらに位置情報は、取引品目のデータベースをリンクしており、位置と品目情報の双方から検索できる、利便性の高いシステムを実現している。</p>
今後の展開	<p>今後は再生資材の取引情報の他にも、顧客ニーズに応える様々なコンテンツを加えたサービスサイトに発展させていく予定である。</p>
U R L	http://www.e-garapagos.com

事例 15 ニーズ情報

ビジネス名	ゴミネット仲介サービス
企業名	(株)ゴミネットドットコム
技術概要	<p>ゴミネット仲介サービスシステムとは、排出企業様の廃棄に関する依頼を処理企業様へと仲介するための会員制 ASP システムである。ゴミを廃棄したい排出企業様は、システムをご利用になるために登録手続き（無料）を行い、ID とパスワードを取得しログイン画面よりゴミネット仲介サービスにアクセスすると、正式なお見積り（一度に 10 品目人力可能）から処理依頼、処理経過等を無料でご利用になれる。</p> <p>処理企業様におかれましては、登録手続き後、当社独自の認定審査を受けてもらい、合格された処理企業様のみ当社の会員に入会することができる。入会の際に入会金、年会費が必要になる。従いまして処理企業様の場合、入会した処理企業様のみゴミネット仲介サービスを利用することができる。</p> <p>排出企業様同様 ID、パスワードを提供いたしますので、ログイン画面よりゴミネット仲介サービスにアクセスすると、見積提示、受注情報、処理履歴等を無料でご利用になれる。</p> <p>特長として 会員制（ID、パスワードの提供）によるセキュリティー管理、リアルタイムに処理経過の追跡が可能、インターネット上で容易に見積りが可能、インターネット上で容易に廃棄依頼が可能、自動マニフェスト伝票発行 などがある。</p>
今後の展開	<p>現在、関東中心に活動していますが、今後全国展開を図るために、優良な処理企業様の入会をお待ちしております</p>
U R L	http://www.gominet.com

事例 16 ニーズ情報

ビジネス名	再生資源取引所 / リサイクルワン
企業名	(株)リサイクルワン
技術概要	<p>再生資源取引所「リサイクルワン」では、安全な廃棄物処理ルートや新しいリサイクルルートをお探しの企業様に、安全で進歩的な再生・処理企業の紹介をしている。特長としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国 6,000 社、9,500 施設の情報をデータベース化している 会員制をとっており、仲介手数料は無料 情報の仲介に特化しており、企業様間のご紹介までを基本業務としている インターネット上でいいポジションを築いており、アクセスが多い 処理企業を 20 項目の選定基準で内部評価している <p>といったものが上げられる。</p> <p>今後も更なる成約率の向上と提案の精度向上を図り、ますます全国的な取引に拡大する予定である。</p>
今後の展開	再生・処理企業向け営業活動の拡大と排出企業様の会員拡大を実施し、比例的に取引件数の向上を目指す。その中から出てくる情報化、事業化ニーズをサポートする。
U R L	http://www.recycle.com

事例 17 ニーズ情報

ビジネス名	e-ウェストジャパン 産業廃棄物電子商取引市場
企業名	オデッサ・テクノス(株)
技術概要	<p>従来・産業廃棄物の取引は排出事業者と処分業者による直接対面的な商談から始まった。「もし、処分業者がインターネット上から多くの物件情報を見て、その中から都合にあった物件を選んで取引できたらどうでしょう」「もし排出業者がインターネット上に登録した物件を多くの処分業者が見て、一番安く落札した業者と取引できたらどうでしょう」そのような発想から産業廃棄物の電子商取引市場 e-ウェストジャパンは生まれた。</p> <p>当システムの特長</p> <ul style="list-style-type: none"> 処分業者は営業を通さず、物件をいながらにして選べる。インターネット上から物件情報を知ることができるので、都合に合う物件があればオークション方式なので希望金額で入札となれば取引できる。 インターネット環境のない処分業者へは、ファクシミリで物件情報を提供し入札も事務局で代行して市場の活性化を図る。 会員となれるのは全国に営業展開している当社が信用調査し信頼できる業者だけにしている。煩雑な業者のチェックはすでにすんでいるので安心して物件を発注して適正処理が期待できる。 排出事業者は一番低い金額で落札した処分業者と取引できるのでコスト削減が期待できる。 取引成立後、専用のマイページを開設し日々の処理状況がインターネット上でチェックできる今までにないシステム。
今後の展開	<p>電子マニフェストに対応するシステムの構築。</p> <p>ASP としての機能をもたせるシステムの構築。</p> <p>排出者（官公庁）の見積もり情報になるよう取引単価の相場を公開。</p>
U R L	http://www.ewaste-japan.com

(7) 業者に関する情報

概況

廃棄物処理業者、リサイクル業者に関する情報は、廃掃法の改正でその処理責任を強化されている排出事業者が優良な業者を見つけだす、あるいは同じ廃棄物処理業者、リサイクル業者が全国展開するために連携先を探し出す、動脈企業が廃棄物処理・リサイクル業に参入する際の連携先を探す、等の際に必要な。例えば、産業廃棄物処理業者の情報については、従来から、産業廃棄物処理を管轄する都道府県及び保健所設置市が産業廃棄物処理業者名簿を作成しており、そこで業許可の情報については照会することができたが、業の許可に関する情報以外の経営状況や実際の受入実績などの情報は調べることはできなかった。このような状況を踏まえ、公的な機関である(財)産業廃棄物処理事業振興財団が平成12年末から「産廃情報ネット」で業者の検索サービスを開始しており、また、都道府県では行政処分情報を原則公開とするとところが増えてきている。さらに、民間ベースでも、オリックス環境などが、処理業者を紹介するビジネスを展開し始めている。

(a) 産廃情報ネット((財)産業廃棄物処理事業振興財団)(事例18)

(財)産業廃棄物処理事業振興財団では、産業廃棄物処理業者の許可に関する情報を集めたデータベースである「情報検索システム」を、「産廃情報ネット」の中で運営している。「情報検索システム」には、平成12年3月時点における全ての許可業者に関する情報を収録しており、その数は、許可数で約14万、業者数で約5万6千である。データの更新については、処理業者自らがオンラインでデータ登録することになっている。このため、データの更新がなされないデータは順次削除されていくことになる。また、同財団では、産廃処理業者の格付けについての検討が行われている。

(b) 自治体における行政処分情報の公開

雑誌「いんだすと」が実施した47都道府県を対象とした「産業廃棄物の情報公開に関するアンケート調査」によると、情報公開条例を利用した情報開示請求に対しては、行政処分に関する情報は原則公開とする都道府県が多数を占めた。しかし、一方で行政指導に関する情報は、一部公開あるいは非公開とする都道府県が多く、その理由として、「行政指導は相手方の任意の協力が前提である」「事業者の社会的地位を優先する」などが挙げられている。

(c) オリックス環境

オリックス環境では、関東圏域を中心に約90社の収集運搬・中間処理業者と連携し、廃棄物の種類や排出場所などの条件に見合った処理業者を紹介する事業を展開している。また、同社の事業は、処理業者の紹介に加え、マニフェストの回収、処理業者への支払い業務までを請け負う。98年に開始してから顧客は順調に伸びてきており、現在、約1,000社の顧客を抱える。排出企業側では、独自に業者を捜す手間が省ける、厳選した優良業者を紹介されるので、安心して処理を委託できる、事務量を大幅に削減できるというメリットがある。

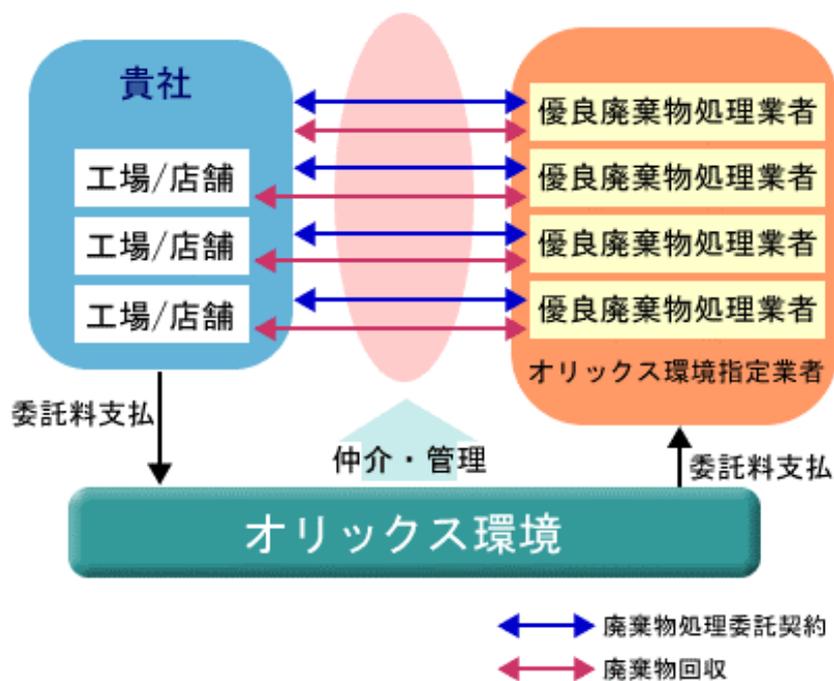


図.1-9 オリックス環境の事業概要

課題

廃棄物処理業・リサイクル業に関する情報の流通は不足しているが、その情報は事業活動の一環でニーズが発生する情報であるので、それをどこまで公的な機関が補うべきかは、検討の必要性がある。一方で、廃棄物処理業、リサイクル業を健全な市場とするためには、市場での取引に関する情報を流通させる方がむしろ重要と思われる。

事例 18 業者情報

事	例	産廃情報ネット
主	体	(財)産業廃棄物処理事業振興財団
概	要	<p>産業廃棄物処理業者 全国約 56,000 社、約 140,000 件の許可施設情報をインターネットで、地域・許可の種類(収集運搬・中間処理・最終処分)・取扱品目・処理方法等をキーワードとして検索できる。</p> <p>また、処理業者の情報は各事業者が登録を行えば、自ら更新、自社の HP のリンクをすることができる。</p>
情報開示項目		
<p>許可情報 社名・代表者名・許可番号・許可期限・所在地・処理方法・許可品目</p> <p>経営情報 ・企業概要 資本金・売上高・経常利益・株主・役員・取引金融機関・関連企業 ・事業情報 主力取扱廃棄物種類・料金・主要顧客・川上/川下の関係関係・処理状況・リサイクル状況・環境対策・処理実績</p>		
特	記	
<p>Web 上では優良な事業者か否かの判断を直接は行っていないが、経営情報やデータの更新日時を見ることである程度のスクリーニングはかけられる。</p>		
出	典	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 http://www.sanpainet.or.jp/notice/index.html

産廃情報ネットHP

全国許可一覧～（株）市川環境エンジニアリング～								
許可を持っている都道府県、政令市名が表示され、●をクリックすると詳細情報が閲覧できます。								
都道府県 政令市	収集 運搬業	特別管理 収集運搬業	普通処理業			特別管理処理業		
			中間処理	最終処分	中間処理 兼 最終処分	中間処理	最終処分	中間処理 兼 最終処分
福島県	●							
いわき市	●							
茨城県	●	●						
栃木県	●							
宇都宮市	●							
群馬県	●	●						
埼玉県	●	●						
千葉県	●	●	●					
千代田市	●	●						
東京都	●	●						
神奈川県	●	●						
横浜市	●	●						
川崎市	●	●						
横須賀市	●							
相模原市		●						
山梨県	●							
長野県	●	●						
岐阜県	●	●						
静岡県	●							
愛知県	●							
北九州市	●	●						

業者情報～（株）市川環境エンジニアリング～				業者による許可情報の確認：回答あり												
検索結果へ		1件 / 2件中		次へ>>												
会社名	（株）市川環境エンジニアリング			業者による経営情報の提供 あり データ更新日付：2012/01/28 すべての許可情報の表示												
郵便番号	272-0014															
本社住所	千葉県市川市田尻2-1-1-25															
代表者	石井 林夫															
TEL	047-376-1711	FAX	047-376-3749													
許可情報																
千代田																
業の種別	産業廃棄物中間処理															
許可番号	1220002661			許可期限年月日	2006年07月15日											
施設郵便番号	272-0124															
施設住所	千葉県市川市城郷新田2-1-2 (詳細)			施設電話番号	047-334-0111											
処理方法	溶融			処理能力	D、H O t /日											
取扱廃棄物の種別				○・・・限定無し、●・・・限定有り												
燃焼	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	漆	水	有機溶剤	無機溶剤	有機物	無機物	その他	その他	その他	その他	その他
					○											

表 行政処分の公開性について

	許可 取消	事業 停止	措置 命令	改善 命令	事業者 名開示	コメント
北海道						これからの処分は「公表」している。開示請求があれば基本的に非開示とする理由はない。従業員氏名や処分と無関係な企業名等は開示しないこともあるが、これはプライバシー保護のためであり、本質的な部分はすべて開示する。
青森県					有	
岩手県						基本的に処分の際はマスコミ等に公表しているため。
宮城県					有	県情報公開条例に基づき非公開とすることがある(回答は過去の開示例に基づいたもの)。
秋田県						県情報公開条例に基づいて判断することになるが、基本的には非公開事由に該当しないと考えている。
山形県						県条例に基づく。ただし、個人名等、保護されるべきものは保護している。
福島県						とくに非公開にする理由がないため。
茨城県					有	情報開示請求については、県情報公開条例に基づいて判断することになる。個人及び法人等(個人事業主を含む)にとって行政処分及び行政指導に関する情報が開示されると不利益になることは明らかであり不開示とすべきであるが、開示すべき理由である「人の生命、健康、生活または財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」に該当する場合(部分)は開示するものとする。
栃木県						許可取消、事業停止については「栃木県産業廃棄物処理業者行政処分の内規」に基づき公表している。措置命令、改善命令については「県情報公開条例」に基づいて判断する。情報開示請求と関係なく、許可の取消処分を行ったときや一定期間以上の事業停止処分を行った場合は、報道機関等へ情報提供を行っている。
群馬県						県情報公開条例に基づき公開。県個人情報保護条例により非公開部分もあり。
埼玉県					有	個人情報や法人の印影等は条例の規定に基づき非開示扱いとなっている。
千葉県						県情報公開条例により、県の保有する情報を原則公開しているが、個人情報等については非公開。
東京都						都の進める情報公開の原則により、処分要綱に基づき処分対象や処分内容、処分の根拠などを公開しており、情報開示請求に応じない理由がない。ただし、都条例に定める第三者情報や非公開が適当な事業者情報などが含まれている場合、文書規定に基づき文書が破棄されている場合などでは、一部開示もしくは非開示となる場合があり得る。
神奈川県					有	全面公開することにより利害関係者等の利益を害するおそれがあり、それに抵触しない範囲にとどめる必要があるため。
山梨県					有	個人情報や法人の印影等は条例の規定に基づき非開示扱いとなっている。ただし、具体的事例がないため、今後公開請求が発生した場合に詳細な検討を行う。
長野県					有	請求公文書に個人情報、法人不利益情報が含まれる場合は、一部公開。
新潟県					有	当該情報に当該者以外の個人名、第三者に関する情報が含まれている場合、及びその部分は非公開。
富山県					有	情報公開条例に定める非公開条項(非開示情報)に該当する場合。
石川県					有	犯歴等の個人情報。
福井県						原則、行政命令は行政に対する県民の信頼、業者に対する社会罰を目的とするため。
岐阜県					無	「県産業廃棄物処理に係る行政処分基準」に公表を規定している(許可取消、事業停止、措置命令への回答)。同基準に事業者名を除き公表する旨規定している(改善命令への回答)。
静岡県					有	県情報公開条例に規定する非開示事項に該当するものは除く。
愛知県					有	個人情報に係る部分、事業活動情報に係る部分は除く。
三重県						情報公開条例に基づいて公開しているため。

表 行政処分の公開性について

	許可 取消	事業 停止	措置 命令	改善 命令	事業者 名開示	コメント
滋賀県						
京都府					有	京都府個人情報保護条例に低触する場合は公開しない。なお、行政処分を行えば公表し、情報開示している。
大阪府					無	府情報公開条例に基づく審査が必要なため。
兵庫県						<情報公開の判断基準>行政処分、行政指導に係る情報とは、行政処分または指導を受けた法人または個人の不利益情報であり、県情報公開条例第6条に規定する非公開情報(法人等の事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるもの)に該当する。ただし、上記に該当する情報であっても事業を営むものの社会的責任という観点から、次のような情報に該当する場合は公開しなければならないこととしている。 人の生命、身体または健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報、 人の財産または生活に重大な影響を及ぼす違法または著しく不当な事業活動に関する情報。行政処分、行政指導に係る情報に関する情報開示請求があった場合、上記、 に該当すると考えられることから、原則として処分と同時にその事実をマスコミを通じて公表することとしている。従って、公開請求があれば全面公開することになる。
奈良県						県情報公開条例の規定に基づき全面公開。
和歌山県					有	個人情報等に係る部分については、非公開になる場合がある。
鳥取県					有	個人情報等、情報公開条例に定める非開示事由に該当する情報については、非公開となる。(原則開示)
島根県						ただし、請求対象公文書に県条例第7条(非開示条項)各号に該当する情報が含まれていた場合、当該部分については非公開とする。
岡山県					有	本県の場合、現在国の示したのとは異なる処分基準を用いており、この基準および基準への当てはめの詳細について公表することはかえって非違行為の是正を遅延させるおそれがある。よって、県行政情報公開条例7条第6号(非開示情報)に該当するものとして一部非公表としている。
広島県					有	許可取消、事業停止、措置命令については、法令違反の根絶のため全面公開。改善命令については、公開することにより当該改善命令の達成に支障を及ぼすおそれがある場合一部公開。
山口県	-	-	-	-	-	条例に基づく申請があれば、条例に従って作業を行うことになり、生活環境に関する問題として開示することと、個人、法人にプライバシーの問題をクリアすべくルールに従って作業することとなり、具体的には、全面開示か、個人、法人情報を開示するか非開示にするかを検討することになる。また、手続には、当事者の意見を聞き、場合によっては審査会に諮問して開示か非開示か部分開示か決定することもある。
徳島県						
香川県					有	事業者のプライバシー保護、今後の行政指導への支障等から、一部公開していない。
愛媛県					有	個人情報(プライバシー)に関する項目は非公開。
高知県					有	県情報公開条例で非開示とされている部分については公開しない。
福岡県					有	情報公開条例に基づく判断。
佐賀県					有	公開により個人情報等の漏出、第三者の不利益を生じる場合、または産廃の処理もしくは産廃行政に重大な支障を生じるおそれがある場合は内容を限定する。
長崎県						
熊本県					有	

表 行政処分の公開性について

	許可 取消	事業 停止	措置 命令	改善 命令	事業者 名開示	コメント
大分県				×		許可取消、事業停止、措置命令については、原則として行政処分時に処分内容、被処分者等を報道発表しているため全面公開。改善命令については、県情報公開条例の9条にある事業活動情報に該当するため非公開。
宮崎県						公益上の理由により、公にすることが必要であると認められるため。
鹿児島県						重大な廃棄物処理法違反があったものと考えられることから、原則として全面公開する。
沖縄県						情報公開条例による非開示情報には該当しないため。

表 行政処分の公開性

	許可 取消	事業者 名開示	コメント
北海道			プライバシー保護上問題のある事項以外は、開示を拒む理由はないと考える。
青森県		-	個別の事案により公開するかどうか判断する。
岩手県			行政処分に準じる。
宮城県		有	行政処分と同じ。
秋田県			行政処分と同じ。
山形県			行政処分と同じ。
福島県		-	事業者名の公表については、内容により決定する。公開しない場合の理由は、行政指導の内容が個人情報まで及ぶ可能性があるため。
茨城県		有	行政処分と同じ。
栃木県		有	「県情報公開条例」に基づき判断する。
群馬県			行政処分と同様。
埼玉県		有	行政処分と同じ。
千葉県			行政処分と同じ。
東京都		有	指導による改善状況が良好で、かつ周辺生活環境への影響や違反状態の再発がない場合には、過去の開示判例や答申等に基づき、情報公開の原則よりも事業者の社会的地位を優先する。
神奈川県	×		行政指導の段階における情報公開は、相手方の利益を害するおそれがあるため。
山梨県		有	個人情報は公開しない。
長野県		有	行政処分に同じ。
新潟県		有	行政処分に同じ。
富山県		有	行政処分に同じ。
石川県		有	行政処分に同じ。
福井県		×	行政指導は、法律の目的範囲内における任意・裁量行為であるので、個人情報や法人の内部管理情報等については非公開である。
岐阜県	×		公開した場合、行政指導に従わなく可能性があり、行政指導の実効性がなくなることとなり、廃棄物行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるため。
静岡県		有	行政処分に同じ。
愛知県		有	行政処分に同じ。
三重県		有	業者等から任意に聴取した内容も記載されており、その部分について開示してしまうと、今後当該業者等から行政運営上の協力が得られなくなるおそれがあるため、指導内容は公開しているが、文書中に聴取内容が記載されていればその部分は非公開にしている。
滋賀県		有	法人、個人の権利、競争上の地位その他、正当な利益を害するおそれがあるものを除き開示している。
京都府		有	京都府個人情報保護条例に抵触する場合は公開しない。
大阪府		無	行政処分に同じ。

表 行政処分の公開性

	許可 取消	事業者 名開示	コメント
兵庫県	×		通常、行政指導とは、違反事実が軽微等で命令を発出する緊急性がない場合に行われるものであり、公開要件である、に直ちに該当するとはいえないことから、原則的に非公開とし、事業者の利益より情報公開することによる社会的公益が重要と考えられる次のような場合は、公開することとしている。(1)行政指導に従わず、改善が図られていない、または指導に従う見込みがない場合。(2)請求対象事業者が過去何度も行政指導を受けている悪質な事業者である場合。(3)違反事実が重大で行政処分を検討している場合、またはすでに行政処分を発出している場合。
奈良県		有	同条例の規定に基づき、個人情報、営業活動情報、事業執行過程等の情報などについては非公開となっている。
和歌山県		有	行政処分に同じ。
鳥取県		有	行政処分に同じ。
島根県		有	行政処分に同じ。
岡山県		有	行政指導にいたる協議検討過程の情報について全面的に開示することは、適正な意思決定を損なうおそれがある。また、事業者が行政指導に従っているにもかかわらず指導の概要を公表することは、事業者との信頼関係に違背し、かえって事務事業の執行に支障を生じるおそれがある。よって、県行政情報公開条例第7条第5号および6号（非開示情報）に該当するものとして、一部非公表としている。
広島県		有	公開することにより当該行政指導内容の達成に支障を及ぼすおそれがある場合。
山口県	-	-	行政処分に同じ。
徳島県		有	
香川県	×		事業者のプライバシー保護、今後の行政指導への支障等から公開していない。
愛媛県		有	行政処分に同じ。
高知県		有	行政処分に同じ。
福岡県			行政処分に同じ。
佐賀県		有	公開により、第三者（情報提供者等）に、個人情報が明らかになる不利益を被るおそれがあるなどの理由がある場合は、公表内容を限定する。
長崎県	×		行政指導については、すべてが明確な法令違反とは限らないため個別に判断すべきであるとする。
熊本県		有	
大分県	×		事業活動情報に該当するため。
宮崎県		無	公益上の理由により公にすることが必要であると認められるが、行政指導はあくまで相手方の任意の協力が前提であり、相手方の事業運営上の地位その他正当利益を害するおそれがあるため、事業者者名、住所は公開しない。
鹿児島県		無	当該行政指導に係る法人等に関する情報については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、人の生活環境を保護するため公にすることが必要である場合を除き公開していない。
沖縄県		有	情報公開条例に基づく非開示情報に該当する場合。

（出典：「産廃の情報公開で全国調査」/いんだすと Vol.17, No.2 2002）

(8) その他の総合情報

現況

(1)～(7)以外に、環境全般、リサイクル全般を扱った情報提供機関がある。国内では、国立環境研究所が実施している「EIC ネット」や、(財)クリーン・ジャパン・センターが実施している「環境リサイクル情報センター」などがある。また、海外では、世界資源研究所などの国際的機関も総合的な環境情報の提供を行っている。

(a) E I C ネット : Environmental Information & Communication Network (財)環境情報普及センター(事例 19)

E I C ネットは、環境情報の提供及び情報交流の促進を図ることを目的に開発され、平成9年より、国立環境研究所(及び環境省)の委託を受けて(財)環境情報普及センターが運用を行っている。具体的にはインターネットを利用した情報提供サービス(EIC ネット : <http://www.eic.or.jp>)の運用がメインであり、そのターゲットも一般市民を対象としている。

(b) 環境リサイクル情報センター(クリーン・ジャパン・センター)(事例 20)

環境リサイクル情報センターは、経済産業省の委託を受け平成12年10月に設立され、国、自治体、民間企業、業界団体、海外を含む総合的な環境・リサイクル情報を発信している。具体的には報告書、定期刊行物、審議会、行政資料、新聞などの資料を収集し、整理・加工したものを資料室で一般に公開し、コンサルティング等を行う他、平成13年3月からはインターネット上でも、環境・リサイクル分野のホームページのうち全国向けに情報発信している情報(国、公益団体、NGO、工業会、個別企業、研究機関等)及び地域向けに発信している情報(都道府県等)をリンクさせて、総合的に環境・リサイクル情報を検索できるサイトを立ち上げている。

(c) 環境 goo(<http://eco.goo.ne.jp/index.html>)

環境に関する情報のポータルサイトで、「ジャンル別検索」、「企業・環境ビジネス企業検索」、「公共機関団体検索」、「データベース」、「環境用語解説」が用意されている。「ジャンル別検索」の「統計データ」では、ゴミ・リサイクル/環境負荷・有害物質/地球温暖化・大気/資源・エネルギー/生活・生活環境/企業活動・技術/自然・生態系/食・農業/学術・研究/河川・海洋・水/その他 について検索を行うことができる。また、「データベース」では、「環境報告書データベース」や「地球温暖化情報データベース」などのサイトとリンクが張られている。

(d) アーストランド「環境情報ポータル」(世界資源研究所 WRI)(事例 21)

一般市民だけでなく、政策立案者に対する情報提供も目的としており、環境や持続可能な開発に関する世界の情報を提供している。例えば、「経済・ビジネスと環境」、「エネルギー・資源」や「環境統治と制度」などの10の情報開示カテゴリーがあり、環境問題全般に関して様々なアプローチからの情報検索、並びテーマを絞っての検索ができる。また、分野テーマ毎に多数のリンク先が紹介されている。

課題

環境情報総合サイトの運営者にヒアリングしたところ、「利用者ニーズは多岐に渡っており、

情報が不足しているという意見があると同時に、情報が多すぎてよくわからないと意見もある。また、ワンストップ化については、基本的にはリンクを張り巡らせることで対応していく方向でしか考えられない。」とのことであり、如何に幅広いニーズに応える形で、ユーザーインターフェイスを構築していくかが重要なポイントになる。

事例 19 その他のリサイクル関連総合情報サイト

事 例	E I C ネット : Environmental Information & Communication Network
発 信 主 体	(財)環境情報普及センター
概 要	<p>E I C ネット (Environmental Information & Communication Network) は、環境情報の提供及び情報交流の促進を図ることを目的に開発され、平成9年より、国立環境研究所(及び環境省)の委託を受けて(財)環境情報普及センターが運用を行っている。具体的にはインターネットを利用した情報提供サービス(EIC ネット : http://www.eic.or.jp)の運用がメイン。</p> <p>インターネット上の情報は一般に公開されているほか、会員制で書き込みや、ニュースの配送などのサービスも受けられる。入会金・会費は無料。</p>
情 報 開 示 項 目	<p>下記のカテゴリーとメニューを組み合わせることで必要な分野の情報を検索することができる。</p> <p>Category 自然環境、地球環境、大気環境、水・土壌環境、健康・化学物質、ごみ・リサイクル、エネルギー、エコビジネス、環境学習、環境行政、環境一般</p> <p>Menu 国内ニュース、海外ニュース、環境サイト、環境用語、機関情報、イベント情報、環境Q & A、フォーラム</p> <p>その他、ライブラリー、トピックス、環境ニュースのコンテンツがあり、ライブラリーにはE I C ネット独自の環境影響評価関連の情報、図書、事例、法令が検索できる環境影響評価支援ネットワークサイトや環境カウンセラーについてのサイトなどがある。</p> <p>E I C に会員登録すれば掲示板のQ & Aに関連事項に対する質問を書き込み、他の会員からの回答を募ることができる。</p>
特 記	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル・循環型社会形成に関する情報はリサイクル、ごみ処理、産業廃棄物、グリーン購入、その他に分かれており、関連サイトが検索できる。
出 典	(財)環境情報普及センター、EIC ネット (http://www.eic.or.jp/index.html)

事例 20 その他のリサイクル関連総合情報サイト

事 例	環境リサイクル情報センター
発 信 者	クリーン・ジャパン・センター
概 要	<p>クリーン・ジャパン・センターでは経済産業省の委託を受けて、平成12年10月に環境リサイクル情報センターを設立し、国、自治体、民間企業、業界団体、海外を含む総合的な環境・リサイクル情報を発信している。具体的には報告書、定期刊行物、審議会、行政資料、新聞などの資料を収集し、整理・加工したものを資料室で一般に公開し、コンサルティング等を行う他、平成13年3月からはインターネット上でも環境・リサイクル分野のホームページのうち全国向けに情報発信している情報（国、公益団体、NGO、工業会、個別企業、研究機関等）及び地域向けに発信している情報（都道府県等）をリンクさせて、総合的に環境・リサイクル情報を検索できるサイトを立ち上げた。</p>
情 報 開 示 項 目	<p>(1) 廃棄物の発生抑制・リユース・リサイクル分野 企業、団体、国等の実施している技術開発、既存技術 国、自治体、団体、NGO、ボランティア等による3R関連社会システム リユース商品、リサイクル商品 リサイクル品の用途拡大技術 3R関連統計データ 法制度、政策、審議会資料、助成措置</p> <p>(2) 循環型経済システム関連 循環型技術体系 環境調和型商品 環境調和型商品購入関連（企業、団体、官公需） 環境報告書・会計 開発手法（製品アセスメント、環境適合設計、LCA等） 環境規格（環境管理、環境ラベル等） 企業、自治体、地域等による廃棄物の発生抑制、リサイクルへの取組み（ゼロエミッション、エコタウン等） NGOの活動状況 環境情報（当面は主として廃棄物等の3Rに関連する環境情報）</p> <p>(3) 環境教育 (4) 海外情報</p>
特 記	<p>クリーン・ジャパンセンターは経済産業省、日本商工会議所、経済団体連合会等をはじめとする官民一体の支援のもとに昭和50年に設立されたリサイクル推進のナショナルセンター</p>
出 典	財団法人 クリーン・ジャパン・センターHP (http://www.cjc.or.jp/)

事例 21 その他のリサイクル関連総合情報サイト

事 例	アーストレンド「環境情報ポータル」/世界
発 信 主 体	世界資源研究所 (WRI)
概 要	<p>環境や持続可能な開発に関する世界の情報を一般市民や政策立案者に提供することが目的。</p> <p>情報開示項目：</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>海岸・海洋生態系</p> <p>森林・草原</p> <p>水資源・淡水システム</p> <p>農業・食糧</p> <p>気候・大気</p> <p>人口・健康・福祉</p> <p>経済・ビジネスと環境</p> <p>エネルギー・資源</p> <p>生物の多様性・保護区域</p> <p>環境統治と制度</p> </div> <div> <p>データベース 変数・地域・国のリスト</p> <p>データ表 (数項目の) テーマのリスト</p> <p>国情報 国名のリスト (210 カ国)</p> <p>関連地図 テーマのリスト</p> <p>特集記事 テーマのリスト</p> </div> </div>
特 記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境問題全般に関して様々なアプローチからの情報が検索できる。また、テーマを絞り込んで検索できるのがポイント。 ・ 分野やテーマごとに多数のリンク先が紹介されてある。 ・ データは多数の国際機関 (FAO、国連、米国地質調査センター、世銀、国連子供基金、UNEP の世界自然保護モニタリングセンター-OECD 等) から集めたものである。 ・ EarthTrends のスポンサーは UNDP、UNEP、世銀、David and Lucile Packard 財団、Ford Motor Company と V. Kann Rasmussen 財団である。
出 典	世界資源研究所 (WRI) の HP (http://earthtrends.wri.org)

検索の仕方：(「エネルギー・資源」を例に)

・ **データベース**

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| 1 . 10 の分野 (前項に記載) から一つ選ぶ。 | エネルギー・資源 |
| 2 . 検索基準を選ぶ。 - 変数 - 地域 / 国 | 変数 |
| 3 . 変数を選ぶ。(エネルギーの場合、47 項目から選ぶ。) | 一人当たりエネルギー消費量 |
| 4 . 地域と国を選ぶ。 | アジア・地域内の全ての国 |
| 5 . データが欲しい年数を選ぶ。 | 1997 年 |
| 6 . データ表とデータ出所を入手できる。(ダウンロード化) | (添付資料参照) |

・ **関連地図**

- | | | |
|--|--------------------------------|----------|
| 1 . 10 分野から一つ選ぶ。 | エネルギー・資源 | |
| 2 . 3 つのテーマから一つ選ぶ。 | 一人当たり炭素排出量 | |
| { <ul style="list-style-type: none"> - 一人当たり炭素排出量 (1999 年) - 累積炭素排出量 (1950 年 ~ 1999 年) - 国内エネルギー消費量に占める薪炭量の割合 } | | |
| | 3 . 地図・出所・リンク先を入手できる。(ダウンロード化) | (添付資料参照) |

(9) 課題整理

(1) ~ (8) までの情報カテゴリ毎の課題点を表 1-8 で取りまとめる。

表 1-8 課題整理

情報分類	課題
法律、環境基準、優遇措置等に関する情報	我が国における循環に係わる法律、基準等に係わる情報提供における課題としては、事業者の経営判断に役立つ現場に即した解釈や、判例などの情報が入手しにくいことが、挙げられる。また、消費者のニーズから考えると、法規制に関して、法令、政省令、告示等を、一度に検索あるいは表示する仕組みの構築も課題の一つである。
技術に関する情報	技術紹介のサイト、書籍等は存在しているが、ヒアリングによると、実際の設備の導入を決定する際に参考とされている情報のほとんどが、設備製造メーカーから提供される一次情報のみである場合が多く。そのため、技術間の比較評価が難しい。家電製品の消費者テストに見られるような第三者による比較評価の情報の開示が課題として挙げられる。
企業等の取組に関する情報	<p>(環境報告書) 環境格付けを実施している民間調査機関へのヒアリングによると、「環境報告書での情報開示方法については、企業側も現状は模索段階にある。特に先進的な企業が環境報告書ユーザーからのニーズをくみ取り、先行的に試行錯誤している状況にある。確かに、環境省のガイドラインやGRIのガイドラインなど指針的なものも出ているが、それらにおいても開示すべき情報の項目については触れているが、その開示すべき情報のバウンダリー(定義)に関する議論はほとんど見られないため、企業評価に用いるのは難しい。しかし、先進的な企業の取組に引っ張られる形で、徐々にではあるが、評価に用いる有効な情報ソースになりつつあるという認識である。」とのことであり、掲載されている内容・データの定義、背景の方向性・統一が必要とされる。</p> <p>(環境格付け) これまでのところ、エコファンドへの情報提供を目的とした私的な環境格付けが主流であるが、環境格付けのニーズは非常に大きく、かつ幅広いと考えられるため、今後は、公的な性格の環境格付けが必要とされる。さらに、公的な格付けである以上、その格付け方法に関して、利用者、及び被評価者の納得性を高めていくことが重要であり、それによって、私的な環境格付けについても標準化がはかれる様になると思われる。それとともに、環境格付けに必要な情報の開示の促進が必要不可欠である。</p>
3R配慮製品の生産・販売に関する情報	消費者に対する情報提供に関しては、提供する情報の質や量が重要ではなく、その提供方法が非常に重要であり、消費者の行動に影響を与える人を介した情報提供、双方向型(コミュニケーション型)の情報提供が必要とされている。
廃棄物等の発生・処理リサイクル・処分に関する情報	<p>産業廃棄物については、排出者である企業は何度も様々なところに報告を行う仕組みになっている。すなわち、様々な団体からの統計データ作成のためのアンケート調査、マニフェスト伝票の提出、環境報告書での情報開示、さらに多量排出事業者については廃棄物減量化計画の提出等、何度もその目的に応じて、廃棄物データを提出・開示している。マイクロデータから、マクロデータまでの一貫した情報収集、提供体制が確立されれば、事業者の業務は大幅に削減されるはずである。一方で、マニフェストで管理されていると考えられているが、産業廃棄物処理業者に融資を行っている金融機関へのヒアリングで指摘された、排出断面、中間処理断面、採取処分断面での各量の整合性がとれていない可能性があること、また、マクロなデータは通常2年度遅れで公表されていることなどが課題として挙げられる。</p> <p>一方、一般廃棄物については、市町村の処理施設に搬入されたもの以外の流れ、例えば、有価で引き取られた場合の各量の実態が全く把握できていない点が、課題として上げられる。</p>
ニーズ情報	廃棄物処理・リサイクル市場では、その取引に関する情報が流通していないため、標準価格や、品質規格という考え方自体が存在していなかった。したがって、誰がどの処分業者に、どのような廃棄物のどのような処理・リサイクルを、いくらで委託したかという様な情報が流通する情報交換の場を提供するとともに、その情報を収集し、提供する上でのルールを作ることが重要である。例えば、廃棄物の種類区分については、リサイクルを想定した区分での把握が行われる必要がある等が挙げられる。

表.1-8 課題整理

情報分類	課題
業者に関する情報	廃棄物処理業・リサイクル業に関する情報の流通は不足しているが、その情報は事業活動の一環でニーズが発生する情報であるので、それをどこまで公的な機関が補うべきかは、検討の必要性がある。一方で、廃棄物処理業、リサイクル業を健全な市場とするためには、市場での取引に関する情報を流通させる方がむしろ重要と思われる。
その他の総合情報	環境情報総合サイトの運営者にヒアリングしたところ、「利用者ニーズは多岐に渡っており、情報が不足しているという意見があると同時に、情報が多すぎてよくわからないという意見もある。また、ワンストップ化については、基本的にはリンクを張り巡らせることで対応していく方向でしか考えられない。」とのことであり、如何に幅広いニーズに応える形で、ユーザーインターフェイスを構築していくかが重要なポイントになる。

(参考：事例一覧)

事例1 法律・環境基準・優遇措置等に関する情報

Qかんきょう - 環境に関する情報集 / (財)九州環境管理協会

事例2 法律、環境基準、優遇措置等に関する情報

全国条例データベース / 鹿児島大学法文学部法政策学科

事例3 法律、環境基準、優遇措置等に関する情報

NetRegs (英国における中小企業向けの環境アドバイス・サービス) / イギリス
/ イングランド・ウェールズ環境庁

事例4 技術情報

NETT21(GEC 環境技術データベース) / 財団法人地球環境センター

事例5 3R配慮製品の生産・販売に関する情報

グリーン購入ガイドライン / グリーン購入ネットワーク

事例6 3R配慮製品の生産・販売に関する情報

エコマーク商品総合情報サイト(Green Station) / JEA 財団法人 日本環境協会

事例7 廃棄物の発生・処理リサイクル・処分にに関する情報

「(都道府県政令市)産業廃棄物実態調査」 / 都道府県政令市

「産業廃棄物の排出及び処理の状況等について」 / 環境省

事例8 廃棄物の発生・処理リサイクル・処分にに関する情報

「データベースシステム構築調査」 / C J C

事例9 廃棄物の発生・処理リサイクル・処分にに関する情報

「一般廃棄物の排出及び処理の状況等について」 / 環境省

事例10 廃棄物の発生・処理リサイクル・処分にに関する情報

フォー・マイ・ワールド / アメリカ：複数の環境 NPO (エンヴァイロメンタル・ディフェンス (Environmental Defense) と全国野生動物連盟 (National Wildlife Federation) 等)

事例11 廃棄物の発生・処理リサイクル・処分にに関する情報

中央データ交換 (Central Data Exchange) / 米国環境保護庁 (EPA)

事例12 ニーズ情報

リサイクル情報交換流通促進事業「リサイクルネット」 / 環境事業団、北海道、群馬県

事例13 ニーズ情報 : 産業廃棄物交換システム / 静岡県 ((社)静岡県産業廃棄物協会)

- 事例 14 ニーズ情報 : e-ガラパゴスドットコム / コマツ
- 事例 15 ニーズ情報 : ゴミネット仲介サービス / (株)ゴミネットドットコム
- 事例 16 ニーズ情報 : 再生資源取引所 / リサイクルワン / (株)リサイクルワン
- 事例 17 ニーズ情報 : e-ウェストジャパン 産業廃棄物電子商取引市場 / オデッサ・テクノス(株)
- 事例 18 業者情報 : 産廃情報ネット / (財)産業廃棄物処理事業振興財団
- 事例 19 その他のリサイクル関連総合情報サイト
E I C ネット : Environmental Information & Communication Network / (財)環境情報普及センター
- 事例 20 その他のリサイクル関連総合情報サイト
環境リサイクル情報センター / クリーン・ジャパン・センター
- 事例 21 その他のリサイクル関連総合情報サイト
アーストレンド「環境情報ポータル」 / 世界 / 世界資源研究所 (WRI)